

産学連携活動を行う上での注意点

-利益相反マネジメントの観点から-

社会価値創造機構

利益相反アドバイザー 久保貞夫

(産学連携・研究支援課)

産学連携活動(企業との共同研究・受託研究、企業からの寄附金、兼業、技術移転、株式保有など)を行う教職員は、利益相反の観点から以下の点に留意の上、活動を推進頂きたい。

【共同研究・寄附金・兼業関係】

(1)兼業している企業と共同研究を行っている場合

一般的な話として、兼業としての立場が、共同研究の契約・実施に影響を与えるリスクがある。例えば、a)兼業企業を優遇し、企業が行うべき研究を教員・学生が実施する(大学本来の研究ができない)、b)逆に大学への資金導入を目的に企業にとって不必要な共同研究を契約し、企業に損害を与えるなど。

大学の職務と兼業先の職務との切り分けを明確にするよう、双方の業務を適正に管理(従事時間、場所、内容)する必要がある。さらに営利企業の役員を兼業している場合は、企業側の共同研究契約に関する意思決定からは外れるなど、手続きの透明性を確保する必要がある。例えば決裁権のない技術アドバイザー等の立場であり、かつ双方での職務の切り分けができていれば、利益相反上の問題は無い。

(2)同一企業から寄附金を受けかつ共同研究を行っている場合

企業からの寄附金は受け取るのは法人であるが、用途特定寄附金の場合は、どの先生のもののような研究のためにお使い下さいとなっていて比較的先生方の使い勝手の良い、自由度の高い研究資金である。また、寄附者は寄附金による研究成果に対して一切の権利はない。

寄附金を受けていることで、当該企業との共同研究にバイアスがかからないように注意が必要。例えば、a)寄附金を共同研究費の補填に使っていないか、b)相手方企業に、共同研究の範囲を超えて大学の施設・設備を利用させたり、随意で物品の購入をしていないか等。

寄附金から共同研究に発展したという流れであれば問題が起きる可能性は低いですが、同時に受ける場合は、それぞれを切り分け、また寄附を受けていることでその企業に便宜を図ることがないように注意が必要。

(3)共同研究案件数が多い場合

同一の教員・研究者が多くの相手方と同時に共同研究を行う場合は、それぞれの研究がきれいに棲み分けられていれば問題はない。そうでなければ、成果の取扱い、秘密保持契約事項の取扱いで問題が生じる(結果として大学の公正性を疑われる)可能性がある。

研究内容を棲み分けた上で共同研究契約書(秘密保持含む)を締結し、実験成果の取扱いや資料の保管方法(鍵のかかるキャビネットに保管するなど)等、秘密保持を徹底する必要がある。

(4)研究員、研究者として兼業している場合

兼業先での研究内容と本業での研究をきっちりとすみ分けることが必要。特に問題になるのは知的財産の帰属。それを明確にするために毎日の研究結果のエビデンス(研究ノート)を残しながら、大学と兼業先の間での業務の切り分けをしていくことが必要。

【大学発ベンチャー関係】

(1)代表取締役への就任、企業への出資

代表取締役を兼業したり、出資したりすること自体に利益相反上の問題はない。ただし、兼業申請ならびに利益相反マネジメント委員会への自己申告を適切に行うこと。

役員等を兼業する場合は、企業の役員会等の重要会議に出席されることになるが、そのために大学の授業のスケジュールを変更したり、学内の会議を欠席する等がないように、事前にスケジュール調整をする必要がある。

(2)ベンチャー企業との共同研究、委託研究、寄附金、物品購入

利益相反問題が発生する可能性(役員兼業や出資をしていることによって、共同研究や物品購入にバイアスがかかっていると思われるリスク)が高い。

どうしても共同研究等を行わないと企業が立ち行かない場合は、当人が共同研究や物品納入の契約に関する決議・決裁から外れる(企業側決議、学内決議ともに)など手続きの透明性・公正性の確保が特に重要。

また、共同研究を行う場合は、ベンチャー側にも自前の研究員がいる等、共同研究の実態があること。さらに、知財の帰属を明確に切り分けるために、双方の役割分担を契約で明示しておく必要がある。

(3)大学の設備利用

大学発ベンチャーは大学の研究設備利用に関する支援を大学から受けることはできるが、企業の立場での大学の設備利用は、大学の研究に影響のない範囲での利用とし、利用目的、利用頻度、利用料支払(光熱水費含む)等について、事前に設備管理者の合意を得て、覚書等の文書に残しておくこと。

(4)ベンチャー企業での研究活動

ベンチャー企業での業務が研究活動である場合は、兼業としての研究活動と大学の職務を明確に切り分けるとともに、大学に提出する年度ごとのベンチャー事業報告書の中に、事業収支報告に加えて、企業としての研究活動内容を記載することが望ましい。

(5)大学への対価の支払

大学発ベンチャーは(3)で述べた大学の設備利用以外にも、大学から様々な支援(兵庫県立大学発ベンチャーと称することができる、知的財産権の実施許諾に関する優遇、年間兼業時間の優遇、ホームページでの広報等)を受けることができる。規程では大学はこうした支援内容に応じて一定の対価を求めることができるとなっており、利益が出た場合の対価の支払について大学側と事前に協議し、覚書を締結しておく必要がある。

以上

【参考】利益相反に関するQ/A

●兼業関係

相談1: 技術アドバイザーとして兼業している企業から奨学寄附金を受領しているが、利益相反になるのか？

回答1: 当該教員が奨学寄附金を拠出する企業的意思決定に関与し、当該企業に損失を与えている場合は当該教員と兼業する企業の利益が相反するため利益相反となるが、技術アドバイザーは当該企業の奨学寄附金の拠出に関与できる立場に無いとのことで利益相反ではないと判断した。

相談2: ある企業の顧問を兼業しているが、兼業として従事する時間が何時間以上なら利益相反とみなされるのか？

回答2: 兼業が大学での本来の業務(教育・研究・社会貢献活動・その他大学運営等に関する業務)に支障を及ぼすようであれば広義の意味の利益相反(責務相反)となる。

兼業によって、講義を休講にしたり、講義の日程を変更したり、大学の重要な会議を欠席するようなことが無いよう注意すべき。

(注)本学の兼業規程では、兼業は原則として所定勤務時間外に行うものとして定めている。(ただし、理事長が必要と認めて許可した場合には、所定勤務時間内に行うことも可)

→ 兼業時間に関しては、年間合計 120 時間までは兼業を認める運用(非営利団体除く)。

→ 当大学発ベンチャーとの兼業は年間 360 時間まで可とする。

●共同研究

相談1: 共同研究を行っている企業から装置の購入をしたが、利益相反になるのか？

回答1: 装置の価格等により大学の規程に基づき競争入札等を行うのは当然であるが、共同研究を行っている企業からの装置等の購入の場合は、本取引に関係する重要な案件を開示して部局の機種選定委員会等の許可を得る必要がある。具体的には、共同研究と当該装置との関係、当該装置に関する知的財産権への当該教員の関与等(例えば当該教員が特許権を持っていて、その装置の購入で利益を享受する等)を機種選定委員会等を開示し判断を仰がなければならない。

相談2: 企業との共同研究の成果を論文発表したいが、利益相反上の注意点は？

回答2: 投稿規定に基づき、資金提供等の利害関係があることを明示することで、透明性を確保しておくこと。

相談3: サポイン等国の競争的資金を受けて、企業と共同研究を実施する場合も自己申告の必要があるか。

回答3: 申告要件(共同研究 200 万円以上/社)に該当すれば、申告する必要がある。

●大学発ベンチャー

相談1: 大学発ベンチャーを起ち上げるが、同じテーマで企業活動と研究活動の両立は可能か？

回答1: あるテーマで起業し、大学でもそのテーマの研究を継続する場合は、企業での兼業業務と大学の職務を明確に切り分ける必要がある。特に企業で研究活動を行うときは、知財の帰属を明確にするため、双方での役割を契約で明示するとともに、双方での業務を研究ノート等で適正に管理(従事時間、従事内容)する必要がある。

相談2: 大学発ベンチャーを起ち上げて代表取締役になってもよいか？

回答2: 代表取締役に就任すること自体に利益相反上の問題点があるわけではなく、本学の規程では禁止はし

ていない。ただし、代表取締役としての責任の重さや、今後大学と何らかの契約（共同研究や物品購入など）が発生する場合を考えると、他に代表を立てる方が望ましい。

相談3: 自ら起業したベンチャーと共同研究をしても問題はないか？

回答3: 利益相反問題が発生する可能性（役員兼業や出資をしていることによって、共同研究にバイアスがかかっていると思われるリスク）が高い。共同研究を行わないと企業が立ち行かない場合は、当人は共同研究契約に関する決議・決裁から外れる（企業側決議、学内決議ともに）など手続きの透明性の確保が重要。また、ベンチャー側にも自前の研究員がいる等、共同研究の実態がある必要あり。

●その他

相談1: 出版社からの依頼で本を執筆して、印税を受け取る。申請は必要か？

回答1: 研究に関連する本の執筆は兼業申請不要、著作権は個人に帰属するので、印税を受け取るのも可。但し100万円以上になる場合は利益相反の申告を行うこと。

相談2: 利益相反マネジメント自己申告書は非正規の研究員も提出する必要があるか。

回答2: 正規・非正規に拘らず企業との共同研究等に参画する研究員は申告する必要がある。
ただし、特任（准）教授、客員（准）教授は申告不要。